

資料3

射水市

子どもの読書生活充実プラン(第4次)

～たくさんの本との出会い～

素案

令和 年 月

射水市教育委員会

目 次

I 射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定にあたって	1
【参考】国・県・射水市の子どもの読書活動推進計画に関する動き	2
II 基本目標と基本方針	
1 基本的な考え方	3
2 子どもの読書生活充実プランのための関係機関ネットワーク図	5
3 具体的な方策の体系	6
III 子どもの読書生活充実のための具体的方策	
1 家庭・地域における読書活動の推進	8
2 学校における読書活動の推進	16
3 家庭、地域、学校の協力体制の推進	20
【参考】子どもの読書活動の推進に関する法律	21
射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定までの経緯	23
射水市図書館協議会委員名簿	

I 射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定にあたって

※※※

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。(平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条基本理念)

※※※

平成13年12月12日「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、翌14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が公表されて以降、都道府県や市区町村で子どもの読書環境を整えるためのさまざまな取組が行われてきました。富山県では、平成15年12月「富山県子ども読書活動推進計画」が策定・公表され、射水市でも平成19年12月に「射水市子どもの読書生活充実プラン」が策定・公表されました。

この間、国や県の、2次、3次の見直し計画を経ながら、県、市町村、関係団体等においては、子どもの読書活動推進に向けて様々な取組をすすめてきたところです。その結果、公立図書館における児童書は総冊数や蔵書に対する児童書の割合とも年々増加しています。また、4月23日からの「こどもの読書週間」(※注1)には、多くの図書館などで一斉に子どもに読書をすすめる多彩な催しが開催されています。しかし、その一方で、年齢が進むにつれ読書量や読書時間、読書人口は減少し、また図書館に係るボランティアの育成が高年齢化もあって高止まり傾向にあるなどの課題が報告されています。

これらのことを踏まえ、社会、家庭、地域の保育園や図書館、学校現場の変化に細やかに対応しながら、子どもの読書生活がさらに充実し、子どもが元気で健やかに成長する一助に資するため、令和5年度から令和10年度の5年間で計画の実施期間とする「射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)」を策定します。

(※注1)こどもの読書週間

「子どもの日」を含む4月23日から5月12日までの3週間。子どもが正しい読書習慣を身に付けることを目的に、昭和34年公益社団法人 読書推進運動協議会が定めた。

【参考】 国・県・射水市の子どもの読書活動の推進計画に関する動き

	国	富山県	射水市
平成13年度	平成13年12月 「子どもの読書推進に関する法律」の 公布・施行		
平成14年度	平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画」の閣議決定		
平成15年度		平成15年12月 「富山県子ども読書活動推進計画」 の策定・公表	
平成16年度			
平成17年度			
平成18年度			
平成19年度	平成20年3月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画(第二次)」の閣議決定		平成19年12月 「射水市子どもの読書生活充実プラン」 の策定・公表
平成20年度		平成21年3月 「富山県子どもの読書活動推進計画 (第二次)」の策定・公表	
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			平成25年3月 「射水市子どもの読書生活充実プラン (第2次)」の策定・公表
平成25年度	平成25年5月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画(第三次)」の閣議決定	平成26年3月 「富山県子どもの読書活動推進計画 (第三次)」の策定・公表	
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			平成30年3月 「射水市子どもの読書生活充実プラン (第3次)」の策定・公表
平成30年度	平成30年4月 「子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画(第四次)」の閣議決定		
令和元年度		平成31年4月 「富山県子どもの読書活動推進計画 (第四次)」の策定・公表	
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			令和5年3月 「射水市子どもの読書生活充実プラン (第4次)」の策定・公表

Ⅱ 基本目標と基本方針

このプランの目標及び方針は、「射水市教育振興基本計画」の基本理念である「豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり」に基づき、次のとおりとします。

目標

1. 子どもが読書を通して、心豊かに生きる力を身につけます
2. 子どもが図書館や本に親しみ、自らの課題を解決する力や強く生き抜く力を身につけます。
3. 子どもが読書習慣を身につけて知識を広め、学習にも意欲的に取り組み、学力の向上を図ります。

方針

1. 子どもが自主的に読書生活を充実させることができるよう、読書環境の整備・充実に努めます。
2. 家庭、地域、学校が密接に連携し、このプランの推進に努めます。
3. 読書が子どもの成長や将来にとって有意義であることを広く啓発広報します。

1 基本的な考え方

読書を通して子どもたちは、読解力や想像力、思考力、表現力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑等の資料を読むことを通して、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的好奇心や真理を求める態度が養われます。さらには、成長するに従って、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して問題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることが求められています。

一方、情報通信技術(ICT)を利用する時間は増加傾向にあり、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なく

なっているのではないかとの指摘もあります。

このような状況にあって、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっていると言われています。

また、国による調査の子どもの不読率(※注2)の数値については、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある一方で、高校生の不読率は依然として高い状況であると報告されています。

早くから乳幼児期からの間断のない読書活動が非常に大切なことであると言われ続けており、今現在、充実した子どもの読書生活を構築するために、身近な行政がより効果的な取組を進めることが求められています。

(※注2)子どもの不読率

1か月に一冊も本を読まなかった「不読者」の割合(不読率)。

令和3年度「第66回学校読書調査((公社)全国学校図書館協議会)」によると、小学生5.5%(平成29年度5.6%)、中学生10.1%(同15.0%)、高校生49.8%(同50.4%)となっている。

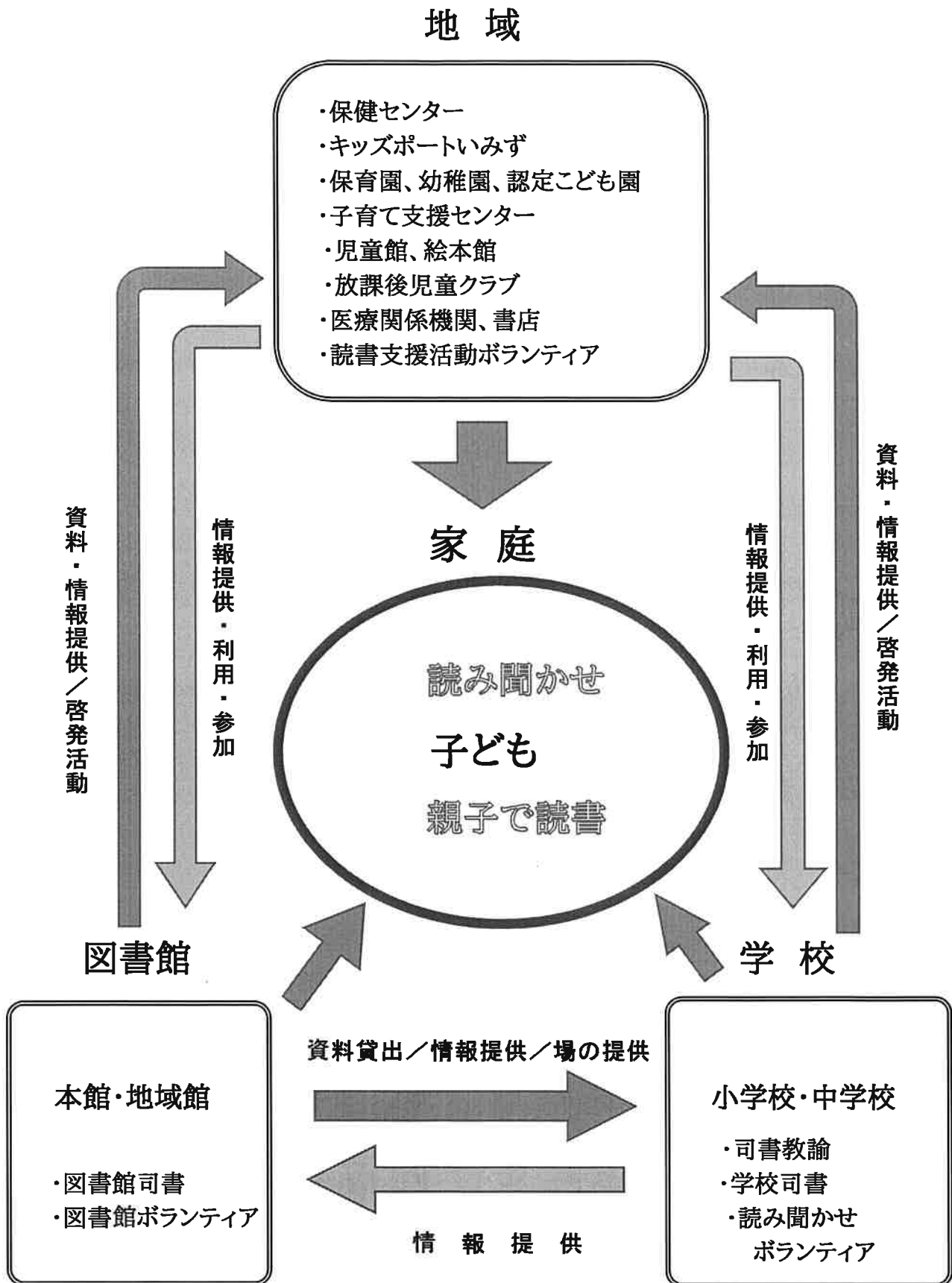
令和4年 子どもの読書週間
「さがしてビンゴ！」展
4月22日～5月12日

企画展示の写真

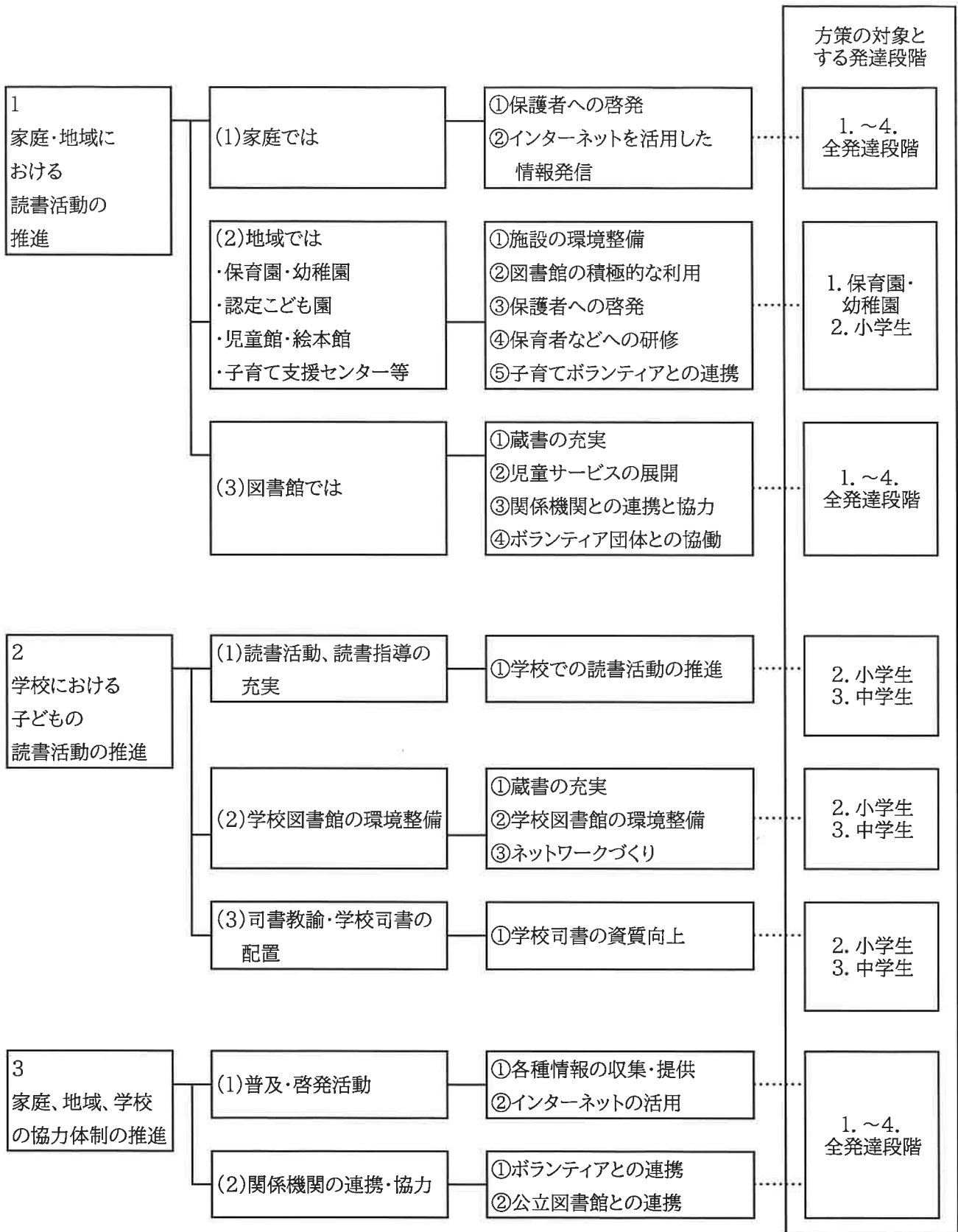
「夏のお楽しみ子ども会」
令和4年7月23日(土)

写真

2 子ども読書生活充実プラン関係機関ネットワーク図



3 具体的な方策の体系



Ⅲ 子どもの読書生活充実のための具体的方策

子どもが読書を好きになり、自主的に読書をするようになるためには、乳幼児期から発達の段階に応じた取組が行われることが重要です。そのため、家庭・地域・学校等には、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める働きかけを積極的に行うことが求められます。

家庭・地域・学校等が連携・協力し、社会全体で取り組み、それぞれが担うべき役割を十分に果たし、さらには、密接に連携・協力することによって、相乗効果の高い取組や施設の整備などが推進実施されます。

また、小学校から中学校、中学校から高等学校等、学校の移行期における生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向がみられることにも着目し、地域住民の書齋である図書館が情報の発信地となって切れ目のない子どもの読書習慣が行われることが期待されます。

❖ 発達段階ごとの読書傾向(※注3)

1. 保育園・幼稚園等の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。

2. 小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

3. 中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

4. 高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

(※注3) 発達段階ごとの読書傾向

「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(平成30年3月)より抜粋

1 家庭・地域における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されます。読書の時間が生活の中に習慣として続くよう、家庭や地域の年長者が子どもの読書の時間を積極的に取り入れていくことが大切です。

家庭においては、子どもと一緒に本に触れ、読み聞かせをしたり、図書館へ出向いたりするなどして、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれます。家庭における読書は、一冊の本がきっかけとなって、家族が共有する時間を持ち、絆を深めることにもつながります。

また地域においては、生活の拠点のある身近な施設で年齢に応じて、本と親しむ環境づくりの充実が求められます。

(1)家庭では

現状と課題

赤ちゃんが最初に読んでもらうのは絵本です。赤ちゃんは絵本を読んでもらいながら、いっしょに絵を見えています。赤ちゃんにとって絵本の絵は、生まれて初めて出会う美術であり、美しい絵を見ることによって美しいものへの感性が育っていきます。そして、身近な大人に読んでもらう正しい日本語と楽しいお話によって言葉を覚えていきます。絵本を読んでもらっている子どもの言葉の発達が早く、表情も豊かなのはそのためであり、言葉が豊かになることは考えや思いが豊かになり、いずれ社会のなかで、人とかわりを持って生きる上でとても大切なことだと言われています。

保護者は、読み聞かせから始まる読書習慣が子どもの健全な人格形成にとって大切な要素であるということを知っており、子どもが生まれる前から、様々な育児雑誌や読み聞かせをすすめるパパママ教室などを通して、家庭での読み聞かせの重要性について理解しています。

しかし、核家族化がすすみ、両親の仕事の拘束時間が長くなり、ゆとり時間を持つことが難しく、多くの家族でテレビやスマートフォン、タブレットなどの電子メディアによって安易に時間を費やしてしまうことが近年の特徴となっています。

図書館では、絵本や紙芝居を借りるため子どもといっしょに毎週定期的に通うお父さんやお母さんの姿を見ることができます。しかし子育て中の家庭の数からみるととても多いとは言えず、絵本や紙芝居の貸出だけでなく、赤ちゃんや幼児を対象としたおはなし会や子ども会を行っている地域の図書館を広く知ってもらうために、さらに魅力ある図書館づくりと図書館からの豊かな情報発信が求められます。

今後の取組

① 保護者への啓発

保健センターでは母子保健推進員が育児相談や遊びのひろばで絵本の読み聞かせを行っています。また、子ども子育て総合支援センター(キッズポートいみず)では、子育て支援センターや児童館でのふれあいタイムで手遊びや絵本の読み聞かせを行っています。今後も各施設で、赤ちゃんと保護者が直にふれ

あう読み聞かせの大切さを伝え、リーフレットなどを配付します。

図書館からは、乳幼児向けに読んでほしい絵本を紹介するリーフレットや図書館の利用案内などを配付し、親子が触れ合う子ども会などの企画を通じて、家庭での読書の楽しさや重要性について理解をすすめる事業を継続します。

② インターネットを活用した情報発信

たくさんの本を読んでもらうために、絵本をはじめとする図書館の蔵書や、子ども会で実際に読んだ絵本の情報をパソコンやスマートフォンなどを使って、気軽に調べることができるように、図書館のホームページにある子ども向けのページを充実します。

また、家庭の保護者だけでなく、各施設で読み聞かせをしているボランティアの方に見てもらうため、読み聞かせに適した絵本を定期的に紹介できるページにして各施設にインターネットで情報を送ります。

(2)地域では

現状と課題

保育園や幼稚園、認定こども園等においては、保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児が絵本や物語等に親しむように、毎日、絵本や物語の読み聞かせ等が行われています。児童館・児童室は、子どもに健全な遊び場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、図書室を設置することとされ、市内10か所の児童館・児童室は、子どもたちにとって地域の身近な読書活動支援の場となっています。

保育園などで行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を知らせ、家庭での読み聞かせ等の推進をしています。本好きの子どもを育てるためには、幼児期において家庭と連携した取組の工夫が必要です。

子育て支援センター、つどいの広場や放課後児童クラブ(学童保育)、絵本館など、多くの施設に本棚が設置されており、どの施設でも子どもが自ら自由に本を手にとれ、また読み聞かせが実施されています。放課後や休日に子どもたちが集まる施設では、近年そのニーズがますます高まり、地域のボランティア等により、読み聞かせや図書館等と連携して本に親しむ活動を行っています。

今後の取組

① 施設的环境整備

季節や子どもの興味に応じて環境を工夫した読書スペースや絵本コーナーなど、幼児・生徒がいつでも本を手にとって自由に親しむ場を確保し、様々な絵本や物語、図鑑などの本を設置します。

② 図書館との連携

図書館の団体貸出制度を周知して、図書館司書が年齢に合った絵本を紹介しながら、たくさんの本が巡るように促進します。またインターネットで図書館だよりを送付して図書館で開催するイベントの周知を行います。

③ 保護者への啓発

保育だよりに定期的に絵本のすすめや親子読書の案内を行い、また保育参観では、絵本館の「手作り絵本コンクール」参加作品を親子で作るなどして、親子で絵本に触れる機会を提供し、親子で読書の楽しさを実感してもらいます。

④ 保育者(保育士・幼稚園教諭・保育教諭)などへの研修

読み聞かせの技術の向上や、子どもの読書活動に関する情報を得ることができるよう、富山県保育士会が主催する「絵本の魅力」などの講演会に参加するなど、保育士や幼稚園教諭の研修参加の機会を積極的に設けます。

⑤ 子育てボランティアとの連携

地域のボランティアグループと連携しながら、親子に絵本の読み聞かせを行い、大型紙芝居などを使って物語の楽しさと大切さを伝えます。

◇施設の状況

【保育園・幼稚園】22か所（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	読み聞かせ活動	環境面の工夫
市立保育園 (11か所)	12,639 冊 (550～ 2,500 冊)	・保育者による読みきかせ ・地域ボランティアによる 読み聞かせ	・「絵本だより」の発行 ・保育園ごとに「絵本係」を選出し、 保護者アンケートを行って、親子 読書の良さをすすめた
私立保育園 (9か所)	8,815 冊 (105～ 1,600 冊)	・更生保護女性会の読み 聞かせ	・本に親しめるよう絵本コーナーを 設置
市立幼稚園 (1か所)	1,000 冊		・発達に応じた絵本の提供 ・季節や子どもの興味に応じた絵 本展示や提供 ・週末ごとの絵本の貸出

【認定こども園】 8か所（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	読み聞かせ活動	環境面の工夫
市立 (1か所)	2,200 冊	・保育者による読みきかせ ・地域ボランティアによる 読み聞かせ	・本に親しめるよう絵本コーナーを 設置 ・発達に応じた絵本の提供 ・季節や子どもの興味に応じた絵 本展示や提供 ・絵本の貸出
私立 (7か所)	7,010 冊 (300～ 1,700 冊)		

【子育て支援センター、つどいの広場、児童館・児童室】19か所（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	読み聞かせ活動	環境面の工夫
子育て支援センタ ー つどいの広場	1,324 冊 (30～ 560 冊)	・絵本の読み聞かせ、パネ ルシアター、ペープサート など	・本に親しめるよう絵本コーナーを 設置 ・発達に応じた絵本の提供 ・季節や子どもの興味に応じた絵 本展示や提供 ・絵本の貸出
児童館・ 児童室	7,120 冊 (100～ 1,500 冊)		

【放課後児童クラブ(学童保育)】22学級（令和4年7月調査）

施設の種類	所蔵冊数	読み聞かせ活動	環境面の工夫
放課後児童クラブ (学童保育)	約 5,200 冊 (1学級 60 冊 ～700 冊)	・毎日読書の時間を設けてい る。 ・季節や行事に合わせて、紙 芝居や絵本の読み聞かせを している。	・いつでも本を手にとれるよう 本コーナーを設置

【絵本館】(令和4年7月調査)

施設の種類	所蔵冊数	読み聞かせ活動	環境面の工夫
絵本館	約 18,000 冊	・スタッフによる読み聞かせ や手遊びなど ・絵本館ボランティア・エンジ ェルスさんによるおはなし 会、英語の絵本の読みき かせ	・ライブラリー、ワークショップ、ギ ャラリー、シアターで多彩なイベ ントを開催 ・発達に応じた絵本の提供 ・子どもの興味に応じた絵本の 展示と手作り絵本の提供

◆絵本館では絵本館スタッフが、小中学校の図書館学校司書や母子推進委員が行っている「ぼかぼかタイム」に出向き絵本に関する講義や談話を行っています。

(3)図書館では

現状と課題

図書館は、人々の知る自由を保障するために必要不可欠な施設であるとされ、本を中心に、雑誌、新聞などの出版物の他、インターネットの端末装置を設置し、さまざまな資料や情報を収集、整理、保存して利用者に無料で提供しています。地域の子どもたちは小さい頃から保護者とともに図書館を利用することで、多くの本の中から好きな本を選んで、読み聞かせや読書を楽しみ、それぞれの興味・関心のある事からについて調べ、探求することができます。

また、地域・家庭、学校、保育園や幼稚園等に、豊富な蔵書を貸し出し、図書館司書が企画した全世代向けの読書案内を行い、地域の読書活動推進の拠点としての役割を担っています。

市内の図書館では、季節や時事に合わせた図書の紹介を行い、子どものために子ども会やお楽しみ会、学級招待などさまざまな企画をたてています。また、ネットワークによる図書館システムを令和4年度に更新し、子どもが利活用しやすい画面を設定するなど、親しみやすい図書館づくりに努めています。

しかし、図書館を利用する子どもはまだ限られており、図書館へ足を運ぶことの少ない子どもや、その保護者に対して、早くから本の持つ素晴らしさと読み聞かせの大切さを伝えていくことが引き続き求められています。

今後の取組

① 蔵書の充実

図書館司書が子どもと保護者の気持ちに寄り添って、子どもの読みたい本や子どもに薦めたい本、調べ学習資料など量質そろえて蔵書の充実を継続します。

② 児童サービスの展開

乳幼児から小学生まで楽しむことができる子ども会を実施し、子どもたちとその保護者に対する啓発を継続します。また、子ども会の企画や、読み聞かせで選んだ絵本、薦めたい本などを掲載する図書館のホームページの充実を始め、射水市LINE公式アカウントを用いて情報を多方面に発信します。

また、障害のある子どもの読書活動を支援するため、障害に応じた資料等の充実に努め、多様性文化にも対応しては、外国語の絵本の収集に努め、多様な言語や文化を持つ子どもたちも読書に親しむことができるように努めます。

③ 関係機関との協力

保育園・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校への団体貸出により、子どもたちへの読書環境の充実を支援します。また、学校図書館と連携し、学校における資料相談サービスを支援します。

④ ボランティア団体との協働

引き続き広報活動に重点を置き、読み聞かせ活動を推進するボランティアの養成講座等を開催し、ボランティアの拡充と養成に努めます。

◆子どもの読書生活充実と図書館5つのキーワード

i. 魅力ある**子ども会**の開催(図書館を知ってもらう)

…………絵本の読み聞かせ会、ペープサート・人形などによる物語会、
楽器演奏会、手あそび会、なぞなぞ会、など

ii. **団体貸出**の拡充(たくさんの絵本・良い絵本にふれる、読んでもらう)

…………1か月100冊の貸出可

iii. 毎月の**展示会**(親子のなぜなに?に答える)

…………季節や時事に合わせた図書の展示

iv. **学級招待**(ウイズコロナ)

…………図書館利用のマナー、図書館司書の仕事の紹介

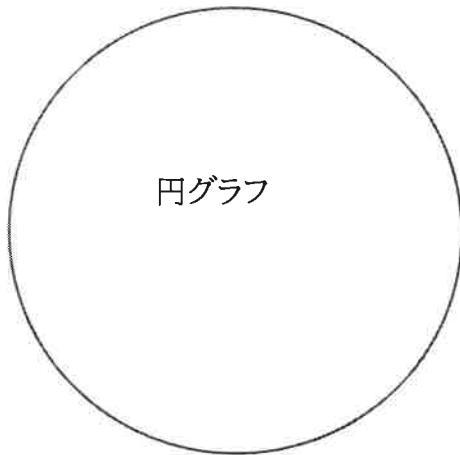
v. **広報・PR**(図書館から情報と招待状)

…………紙媒体・電子媒体による情報発信

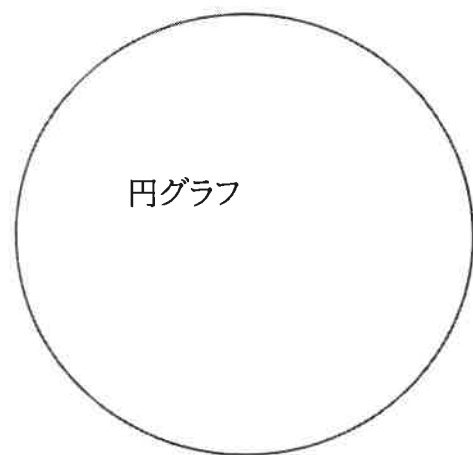
令和4年度
中央図書館ボランティア
しおりの会キッズグループ
絵本読み聞かせ講座の
お誘い チラシ

❖「図書館利用アンケート」による利用者の声
(令和4年7月12日から24日まで中央・新湊・正力・下村図書館で実施)
約400件

① 年代



② 利用目的



質問5.子どものより良い読書環境づくりのために図書館に必要なものは何だと思いませんか。
該当すると思うものに3つまで○をつけてください。

○の多かったものから

- ・児童図書の充実
- ・子ども会など親子ふれあい催しの実施
- ・学習スペースの充実
- ・子育てと読書に関する講習会や研修会の開催
- ・専門図書の充実
- ・レファレンスサービス(※注4)の充実
- ・電子図書の充実

・その他

- ◎親が率先して図書館に来て、子どもに本を図書館で借りるという経験をさせ、期限内に本を返すというルールも教える(中央40代)
- ◎学習の合間に読書ができる利点を考え学習スペースをもっと拡大して、親子で利用すると未来につながるのでは(中央40代)
- ◎防音施設のある子ども室があれば小さい子連れの親ももっと来やすくなるのでは(新湊30代)
- ◎絵本関連のおもちゃなどを置いたちょっとした遊びコーナーを設置するとよい(新湊30代)
- ◎パソコン以外の楽しい世界を教えてあげられる読み聞かせや楽しい企画を行う(新湊50代)
- ◎百科事典などを充実させて、その場ですぐに見ることのできるスペースを設置する(正力50代)
- ◎立ち寄りたくなる雰囲気づくりと声掛けのある図書館(下村40代)
- ◎近くで調べものができる館という環境づくり(下村50代)

(※注4)レファレンスサービス

図書館員が調べものや探しもののお手伝いをする事。

2 学校における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない重要な役割を担っています。昭和22年に制定された学校教育法において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されており、現学習指導要領においても言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

これらをふまえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備することが求められています。

(1) 読書活動、読書指導の充実

現状と課題

小学生の時期は、読書の喜びを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であるとされていることから、読むことを通じて新たな世界や考え方に出会うことができるような取組を行うことが求められます。中学生の時期は、目的に応じて本や文章等を読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりするとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれること実感するような読書活動を展開することが望まれます。しかし、習い事やスポーツ少年団、部活動への参加などにより、ゆっくり読書をする時間やゆとりがもつことができない子どもたちが大勢おり、学校の時間内による読書習慣の指導についてさらに工夫することが求められます。

今後の取組

① 学校での読書活動の推進

すべての教員が、教育活動や校内研修、研究会などを通じて、学校全体で学習活動と読書活動を推進します。全校一斉の朝読書、読み聞かせ会、朗読会などの一層の実施を目指し、また年間を通じた1か月の自らの読書目標冊数の設定等を通じて、子どもが自主的に読書をしようとする意識が育つ環境づくりに取り組みます。

また、発達の段階に応じた推薦図書や必読図書を、司書教諭(※注5)並びに学校司書(※注6)が中心となって選定し、富山県や射水市ゆかりの物語や作家、人物の図書の選定により、ふるさと射水市を知ってもらうよう推し進めます。

子どもの図書委員会では、図書館での貸出や返却などの受付の他、低学年に絵本の読み聞かせを行い、子どもたちによる図書館新聞などでおすすめの本を紹介して、自ら読書活動の推進を行うよう積極的に参画します。

(※注5)司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務にあたる教諭をいう。学校図書館法の改正により、平成15年度から、12学級以上の学校には必置となった。

(※注6)学校司書

学校図書館法(平成27年4月1日一部改正法施行)第6条に規定された、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

(2)学校図書館の環境整備

現状と課題

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「教育センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となりうることも踏まえ、必要に応じ、学校司書などによる児童生徒の登校時から下校時までの開館が求められています。

どの学校図書館でも、学校司書が工夫をこらしながら図書委員会と協力し「図書館だより」を作成しており、新着図書の案内だけでなくさまざまな企画を行って子どもの読書への関心と習慣をうながしています。

今後の取組

① 蔵書の充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料(学校図書館法第2条に規定する図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。)を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動においても多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるなど、蔵書の計画的な更新に取り組めます。

② 学校図書環境整備

書架のレイアウトや配架に工夫をこらしながら、先進的な事例を取り入れ、また子どもたちが興味や関心がありそうな掲示物や展示物を置いたりして、親しみやすく、いごちの良い図書館づくりに努めます。

③ ネットワークづくり

資料の貸出返却と蔵書管理をする学校図書館ソフトを活用しながら、他の学校図書館や市の図書館と情報が共有できるネットワークづくりをめざします。

◇公立小学校・中学校の状況

【公立小学校】

15校(令和4年3月調査)

学級数 生徒数	学校図書館 図書標準率 (※注3)	蔵書数	年間貸出冊数	令和3年度 受入図書冊数
206学級 4,595人	図書標準 123,160冊 整備率 114.2%	140,597冊	318,944冊	4,472冊

◆活動内容

- ◎毎月25日の「あったか家族の日」にあわせ、年6回ファミリー読書チャレンジ週間を実施、ファミリー読書カードを活用。(新湊小学校)
- ◎学年ごとの貸出ランキングを発表。(作道小学校)
- ◎学級ごとの貸出数と一人あたりの冊数を発表。(片口小学校)
- ◎年間目標貸出冊数達成者人数と名前の発表。(東明小学校・小杉小学校)
- ◎「読書のあしあとノート」の活用。(金山小学校)
- ◎青少年読書感想文全国コンクール課題図書の紹介と、読書感想文を書くコツ！
(大門小学校)

【公立中学校】

6校(令和4年3月調査)

学級数 生徒数	学校図書館 図書基準率	蔵書数	年間貸出冊数	令和3年度 受入図書冊数
82学級 2,559人	図書標準 67,280冊 整備率 115.5%	77,726冊	29,140冊	2,110冊

◆活動内容

- ◎図書委員会主催の「図書室スタンプラリー」の開催。(新湊中学校)
- ◎図書委員会による挿絵コンテストの開催。(新湊南部中学校)
- ◎図書委員オススメ本の長文による紹介。(射北中学校)
- ◎「教えて！あなたのベスト本」アンケート結果の紹介。(小杉中学校)
- ◎「プラスワン券」の配布(通常3冊、夏休み5冊)
- ◎図書委員会による読まなくなった絵本の回収(保育園などへ寄付)(小杉南中学校)

(※注3)学校図書館図書標準率

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部科学省(当時文部省)が定めたもの

(3)司書教諭・学校司書の配置

現状と課題 

現在、射水市ではすべての小中学校に司書教諭並びに学校司書が配置されています。司書教諭等を中心に、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の研究をすすめ、教職員の意識の高揚や指導力の向上を図っています。

今後の取組 

① 学校司書の資質向上

学校司書の資質向上を図るための研修会を実施します。

学校図書館の様子の写真

図書館だより

3 家庭、地域、学校の協力体制の推進

子どもの自主的な読書活動を推進し、読書生活が充実したものになるためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責務を担うとともに、関係機関が協力し、地域における子どもの読書活動推進体制を整備する必要があります。

また、スマートフォン、電子書籍の普及やSNSなどのコミュニケーションが多様化する中で、読書とICT（情報通信技術）とのベストミックスを探る必要があります。

(1) 普及・啓発活動

現状と課題

国では、「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰」を行っており、射水市でも複数受賞しています。市内のどの図書館でも、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の期間だけでなく、子ども会を行い、子どもが関心のある本や読んでほしい本を数多く展示しています。

また、インターネットの普及により、何かの情報が必要になったときもうわざわざ図書館に足を運ぶ必要がなくなったと思われがちですが、子どもの読書活動の推進は、地域全体で子どもを育てる地域の大人の課題として受け止めることができるよう行政が中心となって積極的な広報活動と情報提供が必要とされています。

今後の取組

- ① 各種情報の収集・提供
- ② インターネットの活用

市報では毎月、一般図書、小説、児童書・絵本、郷土資料のおすすめの新书推荐の他、イベントなどを案内し、図書館ホームページは毎週更新を行い、多彩な情報を発信しています。今後はさらに工夫して、専門の知識を持った図書館員が、資料の内容を知らせて、興味を持ってもらうよう利用者サービスを行い、積極的に働きかけていきます。

また、一般の市民の方向けだけでなく、「保育園や児童室で」など乳幼児向けの絵本の紹介や、「学校図書館で」など生徒学生向けの図書を選書したページを作成して図書を紹介する取り組みに努めます。

さらに、社会保障審議会(※注7)が推薦する「子どもに読んでほしい本」の周知・普及をはじめ、優良図書リストなどにより、良書を知り、良書に触れる機会が増えるように努めます。

(※注7) 社会保障審議会

厚生労働省に設置されている社会保障制度や人口問題等を調査審議する審議会。

(2)関係機関の連携・協力

現状と課題

子どもは、乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期、それぞれの時期に応じて環境が整った施設で大人の読み聞かせや学校教育により読書の大切さを学んでいますが、行政はこれが間断なく継続していく必要があります。

小学校では定期的に図書館訪問を行い、長期休業中や学期ごとの強化週間、週末等の機会を捉えて家庭読書をすすめ読書活動を通して、親子のふれあいを深めるとともに、読書習慣の定着を図っています。また、「学校図書館ガイドライン」に沿って、図書館長や学校司書に任命された図書委員は同級生などに良い本を紹介するなど生徒の自立を図って読書活動をすすめています。中学生の社会に学ぶ「14歳の挑戦」による図書館での奉仕活動では、図書館の仕事を知り図書館の魅力を学校内で紹介しています。

家に帰って、子どもが学校での出来事を報告しながら、家族で関心のある本を探しに町の図書館や、町の書店へ行くことが期待されます。

今後の取組

- ① ボランティアとの連携
- ② 公立図書館との連携

図書館は、地域ボランティアや図書館ボランティア、学校図書館ボランティアの皆さんとさらに連携をとります。また学校図書館や、県内外の図書館等との連携をさらに強化し、関係機関への積極的な資料提供を行い、さらなる図書・資料の整備に努めます。

また、市が定めた毎月25日の「あったか家族の日」に合わせて、親子が一緒に料理やおしゃべりができるような絵本を図書館で紹介する等、あったか家族応援プロジェクトと連携しながら、家庭で本をより身近に感じられるきっかけを提供していきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号 平成 13 年 12 月 12 日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の協力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)策定経緯

令和4年

7月 現行プランの取組状況について各関係機関へ調査実施

8月 図書館協議会にて策定素案提示と意見聴取

9月 第2回図書館協議会にて協議

11月 第3回図書館協議会

12月 定例教育委員会に提示

令和5年

3月 「射水市子どもの読書生活充実プラン(第4次)」公表

射水市図書館協議会委員

任期:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

区 分	氏 名	職名等
学識経験者	山崎 一佳	元中学校校長
	松田 慎矢	射水青年会議所事務局長
学校教育関係者	京角 輝彦	射水市立新湊中学校長
	杉高 浩	射水市立歌の森小学校長
社会教育関係者	矢後 雅幸	射水市生涯学習推進協議会監事
	棚田 寿美代	中央図書館ボランティアしおりの会会長
	瀧田 秀成	射水市児童クラブ連合会顧問
家庭教育関係者	千田 良介	射水市家庭教育アドバイザー協議会会長
一般公募	岡野 利雄	
	武田 謙太	

編集担当

担当グループ	氏 名	職名等
地域・家庭		生涯学習・スポーツ課
保育園・幼稚園・ 認定こども園		子育て支援課
学校		学校教育課
図書館		中央図書館